

# 令和5年度屋外広告士試験

## 問題 A

### 関係法規

試験時間：9:40～10:40（退出可能時間：10:20～10:30）

次の注意をよく読んでから始めてください。

1. これは問題Aです。表紙を除き8ページ15問あります。
2. 問題はすべて必須問題です。
3. 氏名・受験地はマークシート解答用紙に記入してください。
4. 受験番号はマークシート解答用紙に記入し、該当する番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
5. 解答はマークシート解答用紙の番号欄を鉛筆で塗りつぶしてください。
6. 1問に2つ以上解答した場合は正解としません。
7. 解答を訂正する場合は、消しゴムでていねいに消して訂正してください。
8. マークシート解答用紙は退席の際に回収します。
9. この問題冊子は持ち帰っても構いません。



【問1】屋外広告物法の目的に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告物法は、周辺環境に調和した屋外広告物の表示等を通して、地域の良好な景観の形成に積極的に寄与することを目的としている。
2. 屋外広告物法は、周辺環境に調和した屋外広告物の表示等を通して、地域の良好な風致の形成に積極的に寄与することを目的としている。
3. 屋外広告物法は、屋外広告物を掲出する物件の設置管理の瑕疵等により生ずる倒壊等による直接的な危害のみならず、当該物件の設置による見通しの不良によって生ずる危害をも防止することを目的としている。
4. 屋外広告物法は、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置・維持についてだけでなく、屋外広告業についても必要な規制の基準を定めることを目的としている。

【問2】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 都道府県は、屋外広告業の登録の要件に関する事項について条例で定める場合、業務主任者を選任していない者については、登録を拒否することとしなければならない。
2. 屋外広告物法第9条に基づき、都道府県が屋外広告業の登録について定める条例には、罰金又は過料を科する規定を設けることはできるが、懲役を科する規定を設けることはできない。
3. 都道府県は、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例の制定に関する事務の全部又は一部を、条例で定めるところにより、中核市が処理することとする場合、都道府県知事は、あらかじめ、当該中核市の長に協議しなければならない。
4. 屋外広告物法は、同法第3条の規定に基づいて定められた条例に違反して広告物を表示し又は掲出物件を設置した者は、同法に基づき30万円以下の罰金に処することを定めている。

【問3】屋外広告業の登録に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は、すでに他県において登録を受けている場合であっても、あらためて知事の登録を受けなければならないものとするができる。
2. 都道府県は、条例で定めるところにより、その地域の実情に応じて、屋外広告業の登録の有効期間を5年より短くすることができる。
3. 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告業の登録を受けようとする者が、屋外広告物法に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行が終わった日から2年を経過しない者である場合には、その登録を拒否しなければならない。
4. 都道府県は、条例で定めるところにより、屋外広告物法に基づく条例に違反した屋外広告業者に対し、6か月以内の期間を定めて屋外広告に関する入札に参加させないこととすることができる。

【問4】屋外広告物法第7条に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示している者に対し、その表示を即時に停止するよう命ずることができる。
2. 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した広告物を表示している者に対し、その除却を命じようとする場合において、過失がなくて表示者の所在を知ることができないときは、自らそれを除却することができる。
3. 都道府県知事は、条例で定めるところにより、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に違反した掲出物件を設置している者に対し、一定の期限を示してその除却を命じた場合において、設置者が除却に着手するも、期限までに完了する見込みがない場合は、行政代執行を行うことができる。
4. 都道府県知事は、建物の外壁に固定された看板が、屋外広告物法第3条から第5条までの規定に基づく条例に明らかに違反して設置され、かつ、管理されずに放置されていることが明らかな場合、条例で定めるところにより、当該看板を自ら除却することができる。

【問5】屋外広告物法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 景観行政団体である市町村が屋外広告物条例を制定する場合、当該条例の内容について、あらかじめ、都道府県知事に協議し同意を得なければならない。
2. 指定都市が、条例で定めるところにより、当該市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は市長の登録を受けなければならないものとする場合、都道府県知事に協議し同意を得なければならない。
3. 屋外広告物法において都道府県知事の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、政令で定めるところにより、特別区においては特別区の長が行なうものとされている。
4. 景観行政団体である市町村（指定都市及び中核市を除く）の区域においては、都道府県は条例で、広告物の色彩及び意匠の基準を定めることができない。

【問6】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 広告物を良好な状態に保持するために必要な管理を行う義務（管理義務）についての規定は、許可の要否を問わず、すべての広告物について適用される。
2. 広告物が良好な状態に保持されているかどうかは、表示した当初の当該広告物の機能をほとんどそのまま保持しているかどうかにより判断される。
3. 広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化および損傷の状況の点検は、屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者によって行われなければならない。
4. 広告物の適正な管理のために専門的知識を有する管理者の設置を義務付ける規定は、規則で定めるものを除き、すべての広告物について適用される。

【問7】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 屋外広告物条例ガイドライン第3条に規定される禁止地域内であっても、広告物活用地区として指定されていれば、道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物又は公衆の利便に供することを目的とする広告物を表示することができる。
2. 屋外広告物条例ガイドライン第3条に規定される禁止地域内であっても、講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示する広告物については、知事に届出をすれば表示することができる。
3. 屋外広告物条例ガイドライン第5条に規定される禁止物件であっても、公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、広告物を表示することができる。
4. 屋外広告物条例ガイドライン第5条に規定される禁止物件であっても、政治資金規正法上の要件を満たす政治団体が政治活動のために表示するはり紙で、規則で定める基準に適合するものについては、知事の許可を受けて表示することができる。

【問8】屋外広告物条例ガイドライン第13条に規定される禁止広告物の類型として、**適切でないもの**はどれか。

1. 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
2. 表示内容により公の秩序を害するおそれがあるもの
3. 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
4. 倒壊又は落下のおそれがあるもの

【問9】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 屋外広告業者は、商号、名称若しくは氏名又は住所に変更があったときは、その日から1年以内にその旨を知事に届け出なければならず、これに違反すると30万円以下の罰金に処されることがある。
2. 屋外広告業者は、登録した営業所ごとに、屋外広告士又はそれと同等以上の知識を有する者から業務主任者を選任しなければならないとの規定があるが、これに違反した場合の罰則は定められていない。
3. 屋外広告業者は、登録した営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する一定の事項を記載しておかなければならず、これに違反すると5万円以下の過料に処されることがある。
4. 屋外広告業者は、登録した営業所ごとに、条例の規定による許可等の証票を掲げなければならず、これに違反すると30万円以下の罰金に処されることがある。

【問10】屋外広告物条例ガイドラインに関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 屋外広告物条例ガイドライン第8条に規定される広告物活用地区として指定された区域において表示される屋外広告物については、景観上、安全上支障を及ぼすおそれのないものとして知事が確認した場合でも、電柱や街灯柱にはこれを表示することができない。
2. 知事は、屋外広告物条例ガイドライン第6条に規定される許可地域等の指定をし、又はこれを変更するときは、都道府県に置かれている屋外広告物審議会の意見をきかなければならない。
3. 屋外広告物条例ガイドライン第3条に規定される禁止地域内であっても、公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター又は立札については、表示することができる。
4. 知事は、屋外広告物条例ガイドライン第9条に規定される景観保全型広告整備地区としての指定をし、又はこれを変更したときは、その旨を公告するものとされている。

【問11】 景観法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 景観重要建造物の外観を変更することとなる修繕を行おうとする者は、あらかじめ、景観行政団体の条例で定めるところにより、景観行政団体の長に届け出なければならない。
2. 景観計画区域内の一団の土地の所有者等は、その全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する協定を締結することができるが、当該協定においては、建築物の形態意匠に関する基準を定めることはできない。
3. 景観行政団体は景観計画を定めることができるが、良好な景観の形成のために必要な場合、当該計画の記載事項として、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めることとされている。
4. 景観計画区域内において、屋外広告物法第4条又は第5条の規定に基づく条例に適合する屋外広告物の表示を行った場合、遅滞なく景観行政団体に届け出なければならない。

【問12】 建築基準法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分については、JISマーク又はJASマークの表示された建築材料を必ず使用することが義務づけられている。
2. 建築基準法所定の建築の工事の施工者は、当該工事現場の見易い場所に、建築主、設計者、工事施工者及び工事の現場管理者の氏名又は名称並びに当該工事にかかる建築確認があった旨の表示をしなければならない。
3. 建築物の所有者、管理者又は占有者はその建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない旨が定められているが、その違反に罰則は定められていない。
4. 建築物の建築主が建築基準法第9条第1項により特定行政庁から当該建築物の改築を命じられる場合、当該建築主は、あらかじめ、特定行政庁に対し、意見書を提出することができ、また、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することもできる。



【問13】 道路法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 道路に広告塔又は看板を設けて継続して道路を使用しようとする者は、道路の占用の許可を受けなければならない。
2. 道路の占用の許可を受けようとする者は、その申請書に道路の占用の目的、期間及び場所を記載しなければならない。
3. 道路に工事用板囲又は足場を設けて継続して道路を使用しようとする者は、道路の占用の許可を受けなければならない。
4. 道路の占用の許可を受けようとする者は、その申請書に工事実施の方法、道路の復旧方法及び補償の内容を記載しなければならない。

【問14】 労働安全衛生法に関する記述として、**適切でないもの**はどれか。

1. 事業者は、労働者を雇い入れたときに加え、労働者の作業内容を変更したときもまた、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない。
2. 労働安全衛生法上の労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。
3. 事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに安全委員会を設置し、政令で定める規模の事業場ごとに衛生委員会を設置しなければならないが、双方の委員会の設置に代えて安全衛生委員会を設置することもできる。
4. 労働者の健康管理等を行うため、事業者は、事業場の規模等にかかわらず、医師のうちから産業医を選任しなければならない。

【問15】 行政代執行法に関する記述として、**適切なもの**はどれか。

1. 代執行に要した費用の徴収については、その額及びその納期日を定め、義務者に対して、文書をもってその納付を命じなければならないが、強制徴収をすることはできない。
2. 行政庁は、法律により直接命ぜられた行為を義務者が履行しない場合、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときであっても、他の手段によってその履行を確保することが困難でなければ、代執行を行うことはできない。
3. 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求の有無にかかわらず、これを呈示しなければならない。
4. 条例に基づき行政庁により命ぜられた行為については、他人が代ってなすことのできるものであっても、代執行を行うことはできない。